和 田 進 士 「イギリス裁判官準則期における ホールディング・チャージについて」

審査委員 主査 久 岡 康 成 副査 上 田 寛 葛 野 尋 ク

[論文内容の要旨]

(一) 本論文のねらいは論文の冒頭の < はしがき > において述べられているように , 刑事訴訟法学上の重要問題である別件逮捕・勾留問題の検討 , 解決のために , 比較 法研究を行い参考になる共通の経験を見出すことによって , 別件逮捕・勾留に対する抑止に有効な教訓を得ることである。そのため本論文は , 日本における別件逮捕・勾留に相当する捜査方法であると言われている , イギリスにおける身柄拘束中の被疑者取調べに関連するホールディング・チャージ (holding charge)という捜査方法をとりあげ , その発生と規制に至る状況を検討し , 有効な教訓を得ようと試みている。ホールディング・チャージという捜査方式は , イギリスおよびイギリス 法系の国々において , 比較的軽微な罪状で被疑者を逮捕し , より重大な犯罪について取調べを含む捜査をする捜査方法のこと一般を指すことばである。その中でも特に問題となるのが , 警察による身柄拘束中により重大な犯罪についての「取調べ」を目的とするものであり , それが日本における違法な別件逮捕・勾留の問題と類似する側面を持つと考えられている。

本論文は、このねらいを具体化するため、冒頭の「はしがき」において以上のような論文のねらいを示した後、「イギリス旧裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて」、「イギリス新裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて」、「イギリス1984年警察・刑事証拠法制定過程期におけるホールディング・チャージについて」と、時代的順序を追ってこの検討を進めている。

二 まず、「イギリス旧裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて」においては、1912年の旧裁判官準則(Judges Rules)のもとでは、当初は身柄拘束中の被疑者の取調は望ましくないものであるが、その取調が行われた場合の任

意の供述は許容されていたことを明らかにした後,1928年の警察の権限および手続に関する王立委員会(The Royal Commission on Police Powers and Procedure,委員長の名をとりリー委員会と呼ばれる)における審議の中で,旧準則3条は身柄拘束中の被疑者への取調べを認めたものでないとの解釈が示され,身柄拘束中の被疑者への取調べを禁止する方向で1930年の内務省回状が発布され,旧裁判官準則が補充された。この1930年の内務省回状はリー委員会の審議を受けたものである。

しかし、旧準則と内務省回状では、身柄拘束中の被疑者への取調べ、したがってホールディング・チャージは明確に否定されなかったので、実務においてはこのような捜査方法は継続したのである。このような中、立法では進展がない一方、他方の裁判実務、判例においては、カナダにおけるシーブルーク事件判決(1932年)およびディック事件判決(1947年)と、クリスティー対リーチンスキー事件判決(1947年)により、身柄拘束理由の告知と黙秘権の告知のリンクを要求という進展があった。

(三) つぎに、「イギリス新裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて」では、まず、旧準則の内容が明確でない等の問題提起に応え、1964年に公布された新裁判官準則のもとで、一方で身柄拘束中の被疑者への取調べが逮捕と告発(Charge)の間で許容されるようになりながら、他方ではホールディング・チャージについての規制はされないままであったという状況が明らかにされている。逮捕を正当化するのに十分な証拠が存在しない被疑者を、身柄拘束中に尋問するための手段としてホールディング・チャージが使われたのである。

警察が捜査をしている重大な犯罪について逮捕する十分な証拠がない場合に比較的軽微な罪状で逮捕することは、より重大な犯罪についての取調べを含む捜査をする間、身柄を拘束し確保することを確実にした。そして警察は、告発を遅らせることによって警察の留置場における身柄拘束期間を引き延ばすことができ、その間、他の犯罪について被疑者を尋問することが可能であった。また告発後であっても、裁判官準則の下では被疑者が裁判所に引致されるように要求される時点まで、一つの犯罪で告発された被疑者は他の犯罪について尋問され得た。そしてその後、当該被疑者がいまだ告発されていない事件についてさらに尋問するために、1952年治安判事裁判所法(Magistrates' Courts Act 1952)105条 5 項(後の1980年治安判事裁判所法(Magistrates' Courts Act 1980)128条 7 項)によって警察勾留される可能性があった。ある犯罪で告発後に別の犯罪について尋問することは、新裁判官準則 3 条(b)に反しなかった。

このような状況に対し、本論文の「イギリス新裁判官準則期におけるホールディ

ング・チャージについて」は,逮捕後告発までの間の尋問の問題,告発の遅延等の問題等についての裁判所の判断(判例)や,ホールディング・チャージ,警察勾留,保等の問題についての学説の検討を行っている。

(四) さらに本論文は「イギリス1984年警察・刑事証拠法制定過程期におけるホールディング・チャージについて」において、イギリス1984年警察・刑事証拠法において、ホールディング・チャージの規制、抑止に機能する諸条項が、先行して検討した、「イギリス旧裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて」、および「イギリス新裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて」における判例の展開や論議をにもとづくものであることを明らかにしている。

イギリスでは、現在は、1984年警察・刑事証拠法(Police and Criminal Evidence Act 1984、以下PACEと呼ぶ)を基本として、刑事司法の運用がおこなわれている。このPACEは、犯罪摘発という社会全体の利益と市民の権利・自由との適正な権衡の確保を目指して設置された、1977年の刑事手続に関する王立委員会(The Royal Commission on Criminal Procedure、委員長の名を取りフィリップス委員会と呼ばれる)の報告書に始まる論議により、1984年に制定されたものである。そしてPACEの規定中、ホールディング・チャージの中での警察による身柄拘束中により重大な犯罪についての「取調べ」を目的とする捜査方法に関わるものは、主に31条(他の犯罪による逮捕)、37条2項(告発前の留置管理官の義務)、41条4項(告発までの留置時間の制限)、48条(警察勾留)である。

まず、「イギリス旧裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて」第四章第二節で述べられたように、旧裁判官準則期におけるホールディング・チャージを巡る議論は、ホールディング・チャージ抑制理論の礎を築いていた。リーチンスキー対クリスティー事件判決のスコット控訴院裁判官(Scott L. J.)の見解と、同事件についてのグランヴィル・ウィリアムズ法学博士(Glanville L.Williams, LL. D.)の見解は、罪状が変更する場合の新たな罪状での逮捕またはその変更について告知しなければならないということを要求した。またシーブルーク事件判決およびディック事件判決と、クリスティー対リーチンスキー事件判決(1947年)のシモンス裁判官(Lord Simonds)の見解は、新たな罪状での身柄拘束理由の告知と黙秘権の告知のリンクを要求した。そしてこの要求は、「イギリス新裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて」第二章第一節で述べられたように、新裁判官準則期における議論を経て、逮捕理由の告知の必要を定めるPACE28条(コモンロウの明文化である)および逮捕下の者に対する黙秘権の告知を定める実務規範C10条3項のもとで、逮捕中の者に対してしかるべき資料のあ

る場合にはその他の犯罪による逮捕をする必要(逮捕義務)を定めるPACE31条が立法されることで明文化された。またPACE41条4項は、留置期間の基準時は最初の犯罪の逮捕で警察署に到着した時点であるといったことを規定している。

また「イギリス新裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて」第 一章第一節で述べたように,新裁判官準則期における議論を経てPACE37条2項 は、逮捕理由となった犯罪に関する証拠を収集もしくは保全するため、またはその 者の尋問によってそのような証拠を得るため、その者を告発することなく留置して おくことが必要であると信じる合理的な理由がある場合は、被逮捕者が告発される 前に留置される理由になると規定した。そして,この被疑者が逮捕下にある犯罪に ついての尋問と捜査のためにだけ告発前に留置され得るということは,第一章第三 節で述べたようにフィリップス委員会によって勧告され,第二章第三節で述べたよ うに警察・刑事証拠法案審議の過程で、ハード氏によって述べられていた点でもあ る。なお、PACEシステムの要は被疑者の留置に法定の責任を持つ留置管理官で あり、留置管理官はホールディング・チャージの使用といった実務をコントロール することについて重大な役割を果たしている。これについて警察署への到着時およ びその後の留置審査がホールディング・チャージを抑制すると、第一章第三節で述 べたようにフィリップス委員会は勧告し、またPACE31条の下で他の犯罪につい て逮捕される場合も,逮捕の機会に留置管理官は証拠を調べて告発するのに十分か を判断しなければならないということが、「イギリス1984年警察・刑事証拠法制定 過程期におけるホールディング・チャージについて」第二章第三節で述べたように 警察・刑事証拠法案審議の過程で,ハード氏によって述べられていた。

このようにPACEのもとでは、告発前においては、ホールディング・チャージに対する法的規制は厳しいものになったように思われる。しかし他の犯罪についての取調べを含む捜査は、告発後に行うことを認められていたようである。例えば、「イギリス新裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて」第二章第二節で述べたように新裁判官準則期における議論を経て、1980年治安判事裁判所法128条はPACE48条によって改正された。そしてそこでの警察勾留の主たる目的は、他の犯罪についての取調べを含む捜査である。

しかし他方では、PACEのもとでホールディング・チャージについて、身柄拘束中の被疑者の取調を限定するような幾つかの法条も成立している。例えば、警察勾留には治安判事裁判所による許可が必要であり、また警察勾留中もPACE39条の留置管理官の義務やPACE40条の留置審査の対象である。そうして、勾留を命じる治安判事裁判所による抑制は、「イギリス1984年警察・刑事証拠法制定過程期

におけるホールディング・チャージについて」で述べられたように,内務省によるフィリップス委員会への意見書や,ホールディング・チャージについての警察・刑事証拠法案審議の過程で,内務省担当大臣ハード氏によって述べられていた点なのである。また警察勾留中の留置管理官の義務や留置審査による抑制はについても同様な規定があるのである。新裁判官準則期の論議が,ホールディング・チャージを規制することに機能するPACEの該当条項に生きているとみる根拠ということができる。

[論文審査の結果の要旨]

(一) 戦後の刑事訴訟法学においては、その基本的性格にも関わる大きな問題と考えられてきた。その理由は、戦後の現行刑事訴訟法の基本的性格の一つとして、人権擁護の強化が当事者主義の強化と並んで考えられ、その前者の内容たる令状主義にとって、別件逮捕・勾留はその足元を掘り崩しかねない性格を持つと考えられる故である。したがって、この問題については、抽象的には殆どの学説がこぞって「違法な別件逮捕・勾留」を認めるのであるが、他面では、「違法な別件逮捕・勾留」の範囲、ひいては違法な理由についての根拠については論議がまちまちで、実効性を欠いたままの状況にあるのである。

本論文は、このような状況のなかで、これを打開すべくイギリス法につき比較法的な研究を試みたもので、この問題解決のための基礎的な研究の展開として、貴重な意義を有している。わが国の別件逮捕・勾留との共通性を確認した上で、その規制の経過を丹念に検討することで、この問題の持つ重みと解決の方向、可能性を示唆するものとして有意義である。

(二) 本論文のイギリス法におけるホールディング・チャージの研究は,内容的には旧裁判官準則及び新裁判官準則とそれぞれの時期の判例,学説・立法論議としPACEの立法との関連の吟味,論証という内容になっている。PACEについてみれば,同法については,本論文の中で指摘されているように,既に法文自体の邦訳もあり,その基礎となったフィリップス委員会の審議状況や報告書も含め,わが国では早くから注目されていたところである。

しかし,先行するこれらPACEの研究は,従来,いわば通常の逮捕状記載の被疑事実についての逮捕・勾留,取調,弁護人選任権,黙秘権告知や弁護人立ち会い等に着目した研究に止まっていたのである。条文的に言えば,いわば逮捕理由告知についてのPACE28条の範囲に止まっていたのである。この点において本論文は,ホールディング・チャージのに着目する着目することにより,さらにその検討の対

象を,従来わが国で検討されることのなかったPACE31条(他の犯罪による逮捕),37条2項(告発前の留置管理官の義務),41条4項(告発までの留置時間の制限),48条(警察勾留)にまで拡大し,その立法理由や経過を詳細に明らかにするに至っている。

例えば、PACE31条(他の犯罪による逮捕)の規定と、逮捕理由の告知の必要を定めるPACE28条(コモンロウの明文化である)および逮捕下の者に対する黙秘権の告知を定める実務規範C10条3項の組み合わせは、そのままでも余罪取調の規制、ひいては別件逮捕・勾留の規制の論議に展開できるような可能性を示唆している。

- (三) 本論文は、イギリス法におけるホールディング・チャージ及PACEの研究に際し、丹念な資料収集及び文献検討をおこなって、従来余り検討、整理されていなかった事項や領域について作業を展開している。例えば、旧裁判所準則期におけるホールディング・チャージの検討におけるリー委員会の審議状況の検討、ことにリー委員会審議における証言(Minutes of Evidence)がこれである。また、検討対象は、イギリスのみならずマレーシア、カナダ等のイギリス法系諸国全域に広く及び、また最近に至るまでの判例、文献の網羅的な検討を行っている。
- 四 なお,本論文は,旧裁判官準則期及び新裁判官準則期の立法や判例学説,PACEについては丹念な検討を行っているが,PACEの今日の運用状況並びに日本法との関連づけについては,本論文の冒頭の「はしがき」において,今後の展望とその中での本論文研究の位置を簡単に論ずるのみである。本論文の冒頭の「はしがき」において示された課題として,今後の展開が期待されるべきものと考える。
 - (五) 以上の審査をへて,本論文を課程博士にふさわしいものであると評価する。

[試験または学力確認の結果の要旨]

学位請求者は,立命館大学大学院法学研究科博士課程の必要単位を修得し,また同課程在学中に本論文の各部分を構成する公表3論文を執筆発表しており,その学力につきこれをみとめることができる。また,本件学位請求論文審査のため2002年2月4日に開催された公開研究会において,本論文に沿って報告がなされ,活発な質疑応答がおこなわれて,おおむね前記の論文審査の結果と内容の一致する高い評価が得られた。

以上のことより,本学位請求者は課程博士の学位を授与するにふさわしい者であると判断する。